

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和2年 3月 9日（月）

開会 13時30分

閉会 14時06分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、原田佳子委員

欠席委員 大森達也委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）、副教育長 宮路正弘

次長（教職員担当）梅村和弘、次長（学校教育担当）長谷川敦子

次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也、次長（研修担当）吉村元宏

教育総務課 課長 榎屋眞

教育財務課 課長 奥田文彦

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主査 田中誠

主査 松村敏明

学力向上推進プロジェクトチーム担当課 課長 水野和久

課長補佐兼班長 川口裕子、

学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘

教育政策課 課長 上村和弘、課長補佐兼班長 一尾哲也、主査 小瀬古大輔

特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆、

指導主事 遠藤純子

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 伊藤裕偉

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第72号 専決処分の承認について（令和元年度

三重県一般会計補正予算（第9号））

原案可決

6 報告題件名

報告 1 三重県教育委員会における障がい者活用推進計画（案）について

報告 2 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）について

報告 3 教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和2年度概要について

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 報告 4 | 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について |
| 報告 5 | 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について |
| 報告 6 | みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）（教育委員会関係）について |
| 報告 7 | 次期「三重県教育ビジョン」最終案について |
| 報告 8 | 三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について |
| 報告 9 | 三重県文化財保存活用大綱の中間案について |
| 報告 10 | 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について |

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（2月13日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、議案第72号から事項書の順に進めることを決定する。

・審議事項

議案第72号 専決処分の承認について（令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）） （公開）

（奥田教育財務課長説明）

議案第72号 専決処分の承認について（令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号））

令和2年2月25日急施を要したため、別紙のとおり令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要し

たため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。令和元年度三重県一般会計補正予算(第9号)について、知事からの意見照会に対して、原案に同意する旨の回答案です。

裏面の2ページをご覧ください。知事からの意見照会文書でございます。

それでは、今回の補正予算について、ご説明申し上げます。3ページをご覧ください。今回の補正では、教育総務費以下、全ての項で減額補正をしており、合計欄のとおり、8億1,430万6千円の減額となっております。

4ページをご覧ください。補正予算の主な内訳を整理しております。上から3行目の事務局人件費につきましては、定年前早期退職者の増や時間外勤務手当の増等により、また、一番下の県立学校児童生徒等健康管理事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のための手指の消毒液購入等でそれぞれ増額となっております。

それ以外の項目につきましては、人件費の再算定や入札差金による委託料の減、受託事業の減等により減額となっております。

最後に、5ページをご覧ください。この2件の事業のつきましては、いずれも入札不調等により、令和元年度内に事業が完了しない見込みでございまして、繰越明許費として計上しております。

【質疑】

教育長

議案第72号は、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画(案)について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告1 三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画(案)について

三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画(案)について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。まず、雇用率です。先年3月に策定した推進計画に基づき、雇用率の推進に取り組んできたところですが、令和元年6月時点は、法定雇用率2.40%に対し、2.29%でした。

障がい者活躍推進計画です。「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」というのが、この4月1日に施行されることに伴い、障がい者活躍推進計画を作成することが必要となりました。ですので、これまでの方策計画を生かしつつ、障がい者雇用推進チームで意見をいただきました。推進チームには、障がいのある現職の小中学校、県立学校の教員も参画をしていただいております。

また、障がい者団体及び職員団体からの意見を踏まえ、今回、障がい者活躍推進計画（案）をとりまとめたところです。

「3.採用について」ですが、この2年1月採用については、非常勤職員13名を、この4月の採用については、さらに14名を今、募集しているところで、現在、二次選考を行っているところです。

【質疑】

教育長

それでは、報告1については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」 （案）について（公開）

（早川教職員課長説明）

報告2 第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）について

第四期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局教職員課長

1ページです。計画としては、平成26年に、10年間の時限立法であった「次世代育成支援推進法」の有効期限が10年延長され、平成27年から5年間、策定をさせていただきましたが、この令和元年度をもって5年が経過することから、新たに後期5年間の次期の計画を策定する必要がありますので、この次の計画「第四期計画」と申しますが、これに当たっては、策定検討会議を経た上で、今回、取りまとめました。

2ページをご覧ください。「2.第三期計画の成果と課題」ということで、数値目標は3つあります。男性職員の育児参加のための休暇の取得率は、目標85%のところ、この5年間の平均が72.4%。同じく男性職員の育休の取得率、目標14%に対し、4年間の平均取得率は7.3%、職員1人当たりの年次有給休暇の目標は、目標15日であったのに、12.7日と、全てまだ目標には達していない状況です。

3ページをご覧ください。この計画期間中で職員の意識がどれくらい変化したか、アンケートを取ってみました。例えば、その「参考」の下にありますように、あなたは育児休業を取得できる状況となった場合、取得しますかというので、特に男性では、平成26年度と令和元年度に比べて、取得したいという男性の育児休業取得に対する意識が変化しているというような例がうかがわれます。

その下は、育児休業を取得できなかった、又はしたくない理由は何ですかというところで、自分以外に育児をする人がいるため、配偶者が主に育児をするものと考えているため。これは、平成26年度に比べて令和元年度は、男性と女性の差がなくなってきた

たかというところがわかります。

これらから、男女とも育休取得に対する意識は変化していると捉えられます。

4 ページです。ただし、課題としては、この30年度終了時点では、数値項目をいずれも達成することはできなかったこと、また、アンケートの結果から、より一層、職員の意識改革、職場の雰囲気づくりが必要ということがわかりました。

5 ページをご覧ください。「3 第四期計画（案）の概要」です。基本的な計画は、三次計画の基本方針を継承しております。また、この課題を受けて、これまでの取組を継続しつつ、より充実をさせていくところです。

6 ページの主なポイントのところで、子どもが生まれた男性職員と所属長に対し、教育長メッセージを送ること。職場の負担を考えて育児休業の取得を躊躇することがないよう、安心して育児休業制度を使えるために、日ごろから職場全体でサポートしあえる職場づくりに努めること等々を書き込んだところです。

最後、7 ページ、第四期の数値目標です。男性職員の育児参加のための休暇の取得率は、これまでは85%の目標を、全て取っていただくということで100%に。男性の育児休業取得率は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、25年度に30%に引き上げられることから、ここも30%としました。

また、年次有給休暇の平均取得日数は、現在、まだここに達していないことから、これまで以上に業務分担の見直し等を進めることとして、15日以上ということにしました。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和2年度概要について（公開）

（早川教職員課長説明）

報告3 教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和2年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の令和元年度実施結果及び令和2年度概要について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1 ページです。教職員の資質能力向上による指導が不適切である教員への対応ということで、令和元年度、受講した教員の結果、それから、令和2年度の対象の認定です。令和元年度の指導研修を受講した教員、小学校教諭1名ですが、この者については、指導が不適切である教員の認定を解除し、1年間の経過観察を伴う勤務に復帰させるということです。

当該教員は、学習指導、教育公務員等の資質等において、一定の研修の成果が見られ、そのため、指導が不適切である教員の認定を解除します。

しかし、生徒指導に係る課題が残っていることから、1年の経過観察を伴う復帰ということにさせていただきました。

次に、来年令和2年度の概要です。この指導改善研修の対象となる教員は、教員1名、これは別の小学校1名です。この者については、判定会議において、校外指導改善研修として、総合教育センターで1年間、研修を受けさせるという措置を決定したところです。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

森脇委員

指導が不適切という評価は、どんな感じでしょうか。

教職員課長

例えば、授業をしていても授業が成り立たない、生徒に適切な指導ができない、授業に対してはそういうこととございますし、授業以外に対しても、例えば保護者等の対応についても、きちっとした対応ができない等々があります。

森脇委員

年代としては、どれぐらいの人ですか。

教職員課長

今度の方ですか、20代の教師です。

教育長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について（公開）

（水野学力向上推進プロジェクトチーム担当課長説明）

報告4 令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について

令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果について、別紙のとおり報告する。
令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 学力向上推進プロジェクトチーム担当課長

第2回みえスタディ・チェックの結果について、分析を取りまとめましたので報告させていただきます。今回のみえスタディ・チェックにつきましては、過去の状況と比較検証ができるよう、これまで出題した問題を活用し、同一・同趣旨の問題で出題しました。資料1ページの3の（1）教科別の平均正答率をご覧ください。小中学校ともに、いずれの教科も過去からの改善が図られています。

2ページに、（3）問題別の改善状況をご覧ください。①につきましては、前回4

月に受けたみえスタディ・チェックで課題が見られた問題の改善状況です。小学校ではいずれの問題も改善が図られ、特に算数の割合や図形の基礎に係る問題については、3割以上の改善が図られております。

一方、②本年度の全国学力・学習状況調査で出題された問題と同一の問題で出題させていただきました。その改善状況です。小学校算数の4の(3)の正答率が著しく低下していることがわかります。

また、3ページの③です。これは、今、紹介した問題と、他の問題の中で改善が図られなかった問題をお示ししております。これらの問題の正答率の低下の要因としては、3点ございまして、1つは、問われていることを正しく読み取ること。2つ目に、問題場面を具体的にイメージとして捉えること。3つ目に、条件に合わせて説明すること。こういった力が十分でないことが考えられます。

今後、課題を克服するためのワークシート集、学Vivaセット、そして、読む力、伝える力を育成する指導資料を作成したところですので、その活用を更に促進し、各学校における子どもたちのできなかったところをできるようにする取組の定着を図ってまいりたいと考えております。

令和元年度第2回みえスタディ・チェックの結果についての報告は以上でございます。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

原田委員

実施校数に関して、小学校が100%で、中学校95、ほぼ100%に近づいているんですが、逆に6校が実施していない理由とかは何か把握していますか。

学力向上推進PT担当課長

はっきりとした理由は、こちらでは把握していないんですが、学校のさまざまな状況がございますので、そういった状況の中で学校が判断をされて、最終的に受けなかったという状況でございます。

原田委員

県の教育委員会としては、100%を目指して、これだけ尽力して子どもたちの学力向上というところがあると思うので、内容の改善とともに、ぜひ、そのあたりも一つの目標値にして理解してもらえるといいかなと思いました。

教育長

あと、いかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告5 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について (公開)
(池田学校経理・施設課長説明)

報告5 県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について

県立学校施設に係る長寿命化計画の最終案及び実施計画案について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課長 1枚おめくりいただき、概要を記載したものをお付けしておりますので、こちらをご覧ください。

長寿命化計画につきましては、中間案について、校長会などで意見交換を実施し、変更を要する意見がなかったため、内容の変更はございませんので、長寿命化計画に基づき新たに作成した実施計画案についてご説明します。

実施計画案の概要は、令和2年度から5年度までの4年間で第1期とし、主に建物改修とトイレ改修について記載をしております。建物の改修については、屋上防水や外壁など、その部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部位の老朽化対策を第1期前半に、また、トイレ改修については、第1期後半から第2期初年度にそれぞれ取り組むこととしており、5年間で改修が必要となっている県立学校の利用頻度の高い普通教室等のトイレ改修に着手いたします。

具体的な内容として、まず、屋上、外壁、内装等の改修については、対象の選定方針として、改修効果を最大限にするため、普通教室を含む建物を優先的に実施し、改修予定の校舎については、劣化状況調査の結果に基づき、抽出した建物と、雨漏り被害等が深刻な建物について改めて現地調査を行った上で優先順位を判断いたしました。

年度ごとの改修予定の建物については、2ページの表のとおりです。

次に、トイレ改修については、便器の洋式化、床の乾式化や暖房便座など、機能面の向上を図ることとし、改修箇所については、対象校の男女各1系統ずつを基本といたします。改修対象の選定方針といたしましては、便器の洋式化率で一律に判断するのではなく、男女の生徒数に対する洋便器の充足の度合いが低い学校から改修し、普通教室を含む建物のトイレを優先することといたします。

改修予定の校舎については、それらの条件をもとに改めて現地調査を行った上で優先順位を判断いたしました。

年度ごとの改修予定の学校については、3ページの表のとおりとなっています。

今後も施設の老朽化等の実態把握を継続的に行い、効果的な整備に取り組んでまいります。

【質疑】

教育長

報告5については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告6 みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）（教育委員会関係）について

（公開）

(上村教育政策課長説明)

報告6 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)(教育委員会関係)について
みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(案)(教育委員会関係)について、別紙の
とおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長

まず、資料の4ページをご覧ください。「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」に
おきまして、教育委員会が主担当とする施策を「表1」に、他部局が主担当とする施
策のうち、教育委員会が関係する施策を「表2」のとおり、まとめております。これ
らにつきまして、県議会からの意見等を踏まえ修正したものが「別冊1」となります。

続きまして、資料の1ページにお戻りください。昨年12月13日の教育警察常任
委員会におきまして、最終案に対していただいた意見を、その対応状況について、1
ページの1番の表としてまとめました。

また、2ページの2では、その県議会からのご意見を踏まえた主な変更点と、最新
の調査結果が出たことから、現状値などを再設定し直した数値目標につきまして、(1)
(2)の2つの表にまとめさせていただいております。

なお、これらの最終案からの変更点の詳細については、5ページ以降の「新旧対照
表別紙1」、また、11ページ以降の「別紙2 数値目標一覧」でまとめております。

【質疑】

教育長

報告6については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告7 次期「三重県教育ビジョン」最終案について (公開)

(上村教育政策課長説明)

報告7 次期「三重県教育ビジョン」最終案について

次期「三重県教育ビジョン」最終案について、別紙のとおり報告する。令和2年3
月9日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長

まず、1ページをご覧ください。現行の三重県教育ビジョンの計画期間が、令和元
年度末で終了することから、次期三重県教育ビジョンについて、中間案、修正版に係
る県議会、三重県教育改革推進会議での議決、審議等を踏まえ、別冊1のとおり、最
終案として取りまとめました。

まず、令和元年度12月13日の教育警察常任委員会において、中間案、修正版に
対していただいた意見と、その対応状況については、この1ページの表のとおりとい
たしました。

また、これらに加えて、三重県教育改革推進会議での審議、みえ県民力ビジョ
ン・第三次行動計画(案)、次期「三重県教育施策大綱」最終案を踏まえた主な変更
点については、この2ページの2のとおり、整理いたしました。これらの変更箇所
の詳細については、「別冊2 新旧対照表」及び5ページからの「別紙1 数値目標一

覧」としてまとめております。

4 ページをご覧ください。なお、本日、お示ししました最終案については、3月12日の教育警察常任委員会でも報告させていただく予定としておりまして、そこでのやりとり等も踏まえ、3月24日（火）の教育委員会定例会での議決をもって確定させていただく予定としております。

4月以降には、当ビジョンの本冊を市町教育委員会、公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、関係機関等に配付するとともに、縣市町庁舎、図書館等に配荷する予定です。

また、リーフレット等を作成し、公立学校に通う全ての子どもの保護者に配付するとともに、学校運営協議会や地域の教育関係者が集まる会議等での活用も考えております。

【質疑】

教育長

報告7については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告8 三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について（公開）

（赤尾特別支援教育課長説明）

報告8 三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について

三重県特別支援教育推進基本計画の最終案について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 特別支援教育課長

10月3日に報告いたしました本計画の中間案につきまして、10月15日からパブリックコメントを1カ月実施いたしました。その後、12月の「第5回総合教育会議」における特別支援教育に係る議論、「第4回特別支援教育推進会議」での検討、令和2年2月の「第5回教育改革推進会議」で協議をいただき、最終案を別冊のように取りまとめました。

中間案からの変更点につきましては、資料を1枚おめくりいただきますと、新旧対照表としてまとめております。

もう一度、資料へお戻りいただき、中間案からの主な変更点につきましては、資料の1枚目から2枚目に記載したとおりとなっております。最終案については、変更箇所を下線を附しております。また、章ごとの目標指標について、現状値及び目標値を記載しております。

今後の進め方ですが、本最終案を3月12日の教育警察常任委員会に報告の後、3月24日の教育委員会定例会の議決の後、令和2年3月に策定する予定としております。

以上が、三重県特別支援教育推進基本計画の最終案についての報告でございます。

【質疑】

教育長

報告8は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告9 三重県文化財保存活用大綱の中間案について (公開)

(林社会教育・文化財保護課長説明)

報告9 三重県文化財保存活用大綱の中間案について

三重県文化財保存活用大綱の中間案について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長

1ページ目の「三重県文化財保存活用大綱の中間案について」をご覧ください。まず、「1 策定の経緯・必要性」です。真ん中あたり、平成31年、今年度4月1日に文化財保護法が改正されました。

それを受けまして、都道府県の教育委員会については、総合的な文化財の施策の大綱を示し、市町村の教育委員会は、域内における文化財保存活用地域計画を作成できるよう制度が整えられました。

これを受けまして、県教育委員会では、現在、三重県文化財保存活用大綱を策定している最中です。

大綱の位置づけですが、下の模式図のとおりとなっております。

2ページ目です。「大綱策定の目的」については、1つ目として、保存・活用と継承していくための基本的な方向性を示すこと。2つ目、保存・活用・継承の取組を進めていく上での共通の基盤を示すとなっております。

(3) 基本的な方針ですが、4つの柱を考えております。1つ目が適切な保存、2つ目が有効な活用、3つ目が確実な継承、4つ目が災害から守るということです。

大綱の特徴ですが、まず1つ目としては、三重県は南北に広いことから、さまざまな地域の特徴を生かした文化財の保存・活用の推進。2つ目として、災害から文化財を守るためのネットワークの構築をしていきたいと考えております。

続きまして、3ページ(5)文化財の保存・活用・継承への県民力の結集に向けてということで、地域総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むため、それぞれの役割を記載しております。「文化財所有者の役割」、「地域」の役割と期待、「行政の役割」、「高等教育機関、企業等への期待」ということを記述しております。

4ページ目、「3 策定に向けたスケジュール」です。令和2年度上半期の策定を目指して、以下のようなスケジュールで今後、行っていきたいと考えております。

【質疑】

教育長

報告9は、いかがでしょうか。よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告10 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について (公開)

(林社会教育・文化財保護課長説明)

報告10 「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について
「第四次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」【最終案】について、別紙のとおり報告する。令和2年3月9日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長

次ページの「最終案について」というペーパーで説明をさせていただきます。前回の教育委員会でいただいた意見等々を踏まえ、別冊1のとおり、最終案を取りまとめました。教育委員からのご意見の対応についてということで、前回、読解力を目標としてはよいのではないかという意見をいただきましたが、読書計画そのものは、読書をする子どもを増やし、豊かな心を育むことを目的とした実施計画、アクションプランであるため、目標としましては、読書習慣、読書活動の進捗を表す指標を目標としております。

パブリックコメント等につきましては、17人の方から76件の意見をいただきました。その内訳は、以下の表のとおりです。

2ページ、「3 中間案から最終案への主な変更点」です。主な変更点をピックアップさせていただきました。以下の表のとおりです。なお、中間案から最終案の変更箇所につきましては、別冊ではアンダーラインで示しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

4ページの下の方、「4 数値目標」です。最終案の作成にあわせ、別紙のとおり、各指標の現状値及び目標値を記載しております。別紙というのは5ページ目の表です。

【質疑】

教育長

報告10については、いかがでしょうか。よろしいですか。

－全委員が本報告を了承する。－

・閉会宣言